大阪府後期高齢者医療広域連合告示第44号
令和8年11月12日

大阪府後期高齢者医療広域連合長　野田　義和

大阪府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条および地方公務員法58条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

Ⅰ　職員の任免及び職員数

当広域連合の職員は、大阪府内33市9町1村の内から、地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣されています。

発令 （令和7年4月1日付）	解除 （令和7年3月31日付）	職員数 （令和7年4月1日現在）
16人	15人	42人

Ⅱ　給　与　（時間外（休日）勤務手当）

派遣職員の取扱いに関する協定書により、時間外(休日)勤務手当以外の給与については、派遣元の関係規定により、派遣元が支給するものとし、その相当額について、大阪府後期高齢者医療広域連合が負担するものとする。

給与（時間外（休日）勤務手当）の状況

一般会計決算

区分	支給職員数	支給金額	一人当たり
令和7年度	8 人	4,973,763 円	621,720 円

後期高齢者医療特別会計決算

区分	支給職員数	支給金額	一人当たり
令和7年度	27 人	13,596,424 円	503,571 円

Ⅲ　勤務時間その他の勤務条件

1勤務時間

正規の勤務時間	週38時間45分
勤務時間の開始時刻	9:00
勤務時間の終了時刻	17:30
休憩時間	12:00～12:45

2特別休暇等

・条例によるもの
　病気休暇、介護休暇等
・規則によるもの
　ボランティア休暇、親族の喪に服する休暇、子の看護休暇、夏期特別休暇等

派遣職員の取扱いに関する協定書により、分限及び懲戒処分については派遣元が行い、その事由、手続及び効果については、派遣元の関係規定の定めるところによる。

１　分限処分（地方公務員法第２８条）
令和７年度　　０件
２　懲戒処分（地方公務員法第２９条）
令和７年度　　０件

Ⅴ　服　務

職務に専念する義務の特例に関する条例第２条による職務専念義務の免除及び、営利企業等の従事制限に関する規則第３条に基づく許可については、次のとおりである。

１　職務専念義務の免除

令和７年度　　（件）

健康診査	その他	計
5	0	5

２　営利企業等の従事制限に関する許可

令和７年度　　（件）

営利企業等従事許可
0

Ⅵ　研修

職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めるために、職員研修を実施するとともに、派遣元における研修についても受講を促進している。

・新任職員研修　　対象者　全新任職員
・情報セキュリティ研修　　対象者　全職員

Ⅶ　福祉及び利益の保護

職員の健康診断については、派遣元が行うこととなっているが、派遣元が保健事業の一環として提供する人間ドック等については、受診の機会を与えている。
また、ストレスチェックについては全職員に対して実施している。
共済組合及び派遣元独自の福利厚生については、その規定を適用する。

Ⅷ　人事評価

人事評価は、職員の派遣元地方公共団体等において実施している。
なお、当広域連合から職員の派遣元地方公共団体へは、職員の勤務状況等を報告している。

Ⅸ　退職管理

大阪府後期高齢者医療広域連合の常勤職員については、全職員が地方自治法第２５２条の１７に基づく派遣により構成されているため、退職者は発生しない。

Ｘ　公平委員会の報告事項

勤務条件に関する措置の要求の状況　　0件

不利益処分に関する審査請求の状況　　0件

XI　休業について

職員の育児休業の取得状況　　1件

２．地方公務員法第５８条の３に基づく報告について（職務の級及び職制上の段階ごとの職員数）

医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な業務	職員数
１級	定型的な業務を行う技師の職務又はこれに相当する職務	０人
２級	高度の知識若しくは経験を必要とする技師の職務又はこれらに相当する職務	０人
３級	主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職務	０人
４級	課長補佐若しくは主幹の職務又はこれに相当する職務	１人
５級	課長若しくは参事の職務又はこれに相当する職務	０人

※大阪府後期高齢者医療広域連合は、①地方自治法第252条の17に基づき派遣された職員②パートタイム会計年度任用職員、③任期付短時間勤務職員　によって構成されており、条例第2条に基づく報告については①を対象とし、地方公務員法第58条の3に基づく報告については③を対象としています。